【暫定稿その５】

第５章　協働

協働によるまちづくり（たたき台）

①案 第 18 条　市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、協議を重ね、連携、協力してまちづくりに取り組むものとします。 ２　市は、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとします。

【解説】
（第１項）
- まちづくりの担い手である市民、市及び議会が、地域内の様々な公共的課題を解決するため、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議を通じて、相互理解を深め、目的を共有し、役割や責任を分担し、対等な立場で協議を重ね、連携・協力の在り方を作り出しながら、まちづくりに取り組むことを規定しています。

（第２項）
- 市が、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するため、市民活動支援事業、協働事業提案制度などの制度を整備することを規定しています。

②案 第 18 条　市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、連携、協力してまちづくりに取り組むものとします。 ２　市民、市及び議会は、協働にあたっては、対等の立場で協議を重ね、必要に応じて、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。 ３　市は、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとします。

【解説】
（第１項）
- まちづくりの担い手である市民、市及び議会が、地域内の様々な公共的課題を解決するため、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性

及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力してまちづくりに取り組むことを規定しています。

（第２項）

- 市民、市及び議会が、協働によるまちづくり事業を行うにあたって、対等の立場で協議を重ねることにより、相互理解を深め、役割や責任の分担、連携や協力のあり方を作り出していくこと、また、必要に応じて、互いの役割等を定めた協定を締結することができることを規定しています。

（第３項）

- 市が、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するため、市民活動支援事業、協働事業提案制度などの制度を整備することを規定しています。